

(注意事項)

- 1 この許可申請書は、申請行為の場所で施行中の土地区画整理事業ごとに下記の受付窓口へ提出してください。

◎東駿河湾広域都市計画千本地区土地区画整理事業

申請受付窓口 市役所市街地整備課

沼津市御幸町 16-1

電話 055-934-4763

◎東駿河湾広域都市計画事業岡宮北土地区画整理事業

申請受付窓口 岡宮北区画整理事務所

沼津市岡宮 848-4

電話 055-924-9354

◎東駿河湾広域都市計画事業沼津駅南第一地区土地区画整理事業

◎東駿河湾広域都市計画事業静岡東部拠点第二地区土地区画整理事業

申請受付窓口 沼津駅周辺区画整理事務所

沼津市大手町 1 丁目 1-3 沼津商連ビル 6階

電話 055-952-2660

- 2 この許可申請書中、該当の事項を○で囲み、その他必要な事項を記入してください。
- 3 制限区分とその名称欄は、該当する土地区画整理事業の名称を記入してください。ご不明の場合は、係員に確認してください。

制限区分とその名称

東駿河湾広域都市計画千本地区土地区画整理事業

東駿河湾広域都市計画事業岡宮北土地区画整理事業

東駿河湾広域都市計画事業沼津駅南第一地区土地区画整理事業

東駿河湾広域都市計画事業静岡東部拠点第二地区土地区画整理事業

- 4 申請行為の場所は、従前の土地であるときは町名地番を、指定された仮換地であるときは、指定書の街区、画地の番号を、道路公園等公共用地であるときはそれぞれの名称、仮称又は何番地地先と表示してください。
- 5 その他必要な事項欄は、この申請行為に関連して土地区画整理法以外の法令、条例、規則に基づいて同時に手続きをしているときの内容を詳しく記入してください。

6 この申請書には次の図面等を必ず添えてください。なお、申請内容によっては、この他の図面等を提出していただく場合があります。

- (1) 位置図…… 方位、道路その他交通機関及び著名な地形地物（駅、公共建築物、河川等）などにより申請場所の位置が容易に確知できる図面
- (2) 配置図…… 縮尺、方位、地名、地番、敷地及び換地予定境界線、敷地内における工作物竹木等の位置並びに敷地に接する道路及び計画道路の位置及び幅員
- (3) 平面図…… 申請行為物の平面図。ただし、建築以外の行為の場合は現況及び計画を対比できるようにすること。
- (4) 立面図…… 申請行為物の立面図
- (5) 矩計図…… 申請行為物の矩計図
- (6) 土地使用承諾書又は占用許可証写（行為場所が自己所有地以外の場合に限る。）

7 その他不明の事項は、係員の指示により記入してください。